

第 2 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和8年4月21日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和8年4月21日（火曜日）

午後2時59分開議

午後4時42分閉会

本日の会議に付した事件

令和8年度主要事業等の説明

出席委員（7人）

委員長 西山 宗 孝
副委員長 杉 寛 ミ カ
委員 溝 口 幸 治
委員 湊 上 陽 一
委員 橋 口 海 平
委員 岩 田 智 子
委員 本 田 雄 三

欠席委員（1人）

委員 西 村 尚 武

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 越 猪 浩 樹
教育理事 井 藤 和 哉
教育総務局長 藤 由 誠
県立学校教育局長 横 川 修
市町村教育局長 藤 岡 寛 成
教育政策課長 永 田 健 吾
学校人事課長 高 岡 成 佳
文化課長 北 島 悠 子
施設課長 河 野 秀 明
高校教育課長 草 原 俊 明
特別支援教育課長 西 坂 紀 彦
学校安全・安心推進課長 高 橋 志 織
体育保健課長 濱 本 昌 宏
義務教育課長 松 永 尚 子
社会教育課長 三 浦 幸 輔
人権同和教育課長 益 崎 恭 行

警察本部

本部長 佐 藤 昭 一

警務部長 渡 邊 一 郎

生活安全部長 高 波 進 治

刑事部長 松 見 恵一郎

交通部長 堀 田 博 士

警備部長 東 勘太郎

首席監察官 渋谷 明 紀

参事官兼総務課長 水 島 護

参事官兼警務課長 江 上 英 樹

理事官兼会計課長 橋 本 康

参事官

兼生活安全企画課長 古 城 大 一

生活環境課長 那 須 大 輔

参事官兼刑事企画課長 東 田 智 裕

参事官兼交通企画課長 井 上 賢 二

参事官

（運転免許センター長）松 本 建 治

理事官

兼交通規制課長 岸 森 法 夫

参事官兼警備第一課長 川 上 史 泰

参事官

兼大規模警備対策室室長 村 田 英 史

事務局職員出席者

議事課主事 井 島 美 幸

政務調査課課長補佐 那 須 豊

午後2時59分開議

○西山宗孝委員長 ただいまから第2回教育警察常任委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

第1回教育警察常任委員会で委員長に選任いただきました西山宗孝でございます。どうかよろしくお願いします。

今後、杉寛副委員長とともに、誠心誠意円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

また、委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただくとともに、教育長、県警本部長をはじめとする執行部の皆様におかれましては、御協力をいただきますようによりしくお願いいたします。

簡単でございますけれども、開会に当たって御挨拶に代えさせていただきます。お世話になります。

続いて、杉蔭副委員長より御挨拶を申し上げます。

○杉蔭ミカ副委員長 改めまして、こんにちは。

第1回教育警察常任委員会で副委員長に選任いただきました杉蔭ミカでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今後、西山委員長を補佐し、一生懸命円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員各位、また、執行部の皆様におかれましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○西山宗孝委員長 今回は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、初めに執行部の幹部職員の自己紹介をお願いしたいと思います。

課長以上については自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております幹部職員名簿により紹介に代えさせていただきますと思います。

それでは、越猪教育長から、幹部職員名簿の順により、自席から自己紹介をお願いいたします。

（教育長、教育理事～警備部参事官の順に自己紹介）

○西山宗孝委員長 ありがとうございます。

1年間、このメンバーで審議を行いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、主要事業等の説明に入ります。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いをしたいと思います。

まず、教育委員会から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、越猪教育長。

○越猪教育長 教育警察常任委員会の西山委員長、杉蔭副委員長をはじめ各委員におかれましては、この1年間、本県の教育行政につきまして、御指導、御支援を賜りますようよりしくお願いいたします。

教育委員会では、くまもと新時代共創基本方針及びくまもと新時代教育大綱の基本理念や基本的方向性等を踏まえた取組を推進してまいります。

まず、熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨からの創造的復興のため、被災文化財の復旧に取り組むとともに、熊本地震10年の節目の取組として、文化財復旧への理解醸成を目的とした講演会などを実施してまいります。

また、災害時に学校支援が円滑に行えるよう、日頃から支援体制の充実、確保に努めてまいります。

次に、次世代の人材を育成するため、高校教育改革への取組をはじめ、児童生徒の読み解く力の向上に向けた取組や、グローバル意識を高め、指導力向上に資するための教職員等の台湾への派遣などを実施します。

また、国際バカロレア認定校に向けた外国人講師の確保、育成や特別支援教育の充実、施設の長寿命化プランに基づく県立学校の施設整備の推進など、魅力的な学校づくりに取り組みます。

さらに、活力あふれる熊本の実現に向け、

国際大会で活躍する次世代トップアスリートの発掘、育成、強化や県立美術館開館50周年事業の実施など、文化、スポーツの振興についても進めてまいります。

県教育委員会といたしましては、このほか、いじめ、不登校への対応や子供たちの学びを支えるための教職員の確保、家庭教育支援の充実などについても取り組むべき重要な課題として受け止めており、本県教育がさらに充実発展するよう、委員各位の御意見をお聞きしながら、職員一丸となって取り組んでまいります。

この後、令和8年度の主要事業につきまして各課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○西山宗孝委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○永田教育政策課長 教育政策課です。

お手元の説明資料、令和8年度主要事業及び新規事業と記載の資料を御覧ください。

まず、1ページですが、教育委員会事務局等の組織表です。

教育委員会の下に、3局11の課と教育事務所などの出先機関で構成しています。

次の2ページから5ページにかけては、教育委員会及び事務局職員の名簿となっております。説明は省略させていただきます。

続いて、6ページをお願いいたします。

教育委員会全体の令和8年度当初予算総括表です。

一般会計予算の総額は、一般会計合計の欄の隣に記載のとおり、1,452億2,090万円余となっております。課別の内訳は表のとおりです。

これに、2つの特別会計、熊本県立高等学校実習資金特別会計と熊本県育英資金等貸与特別会計を加えました当初予算の総額は、最下段、教育委員会会計欄のとおり、1,460億

6,061万円余です。

この後、各課から令和8年度の主要事業及び新規事業について、主なものを御説明いたします。

まず、教育政策課です。

7ページをお願いします。

1段目説明欄の1、教育振興基本計画推進事業ですが、これは、令和6年度に策定した第4期熊本県教育振興基本計画を着実に推進するため、外部有識者から成る検討・推進委員会を開催の上、点検、評価を実施し、進捗状況の報告、県民へ結果の公表を行うとともに、子供の意見を反映するため、子供との対話を目的としたフォーラムを開催するものです。

次に、2段目説明欄の1、熊本県教育情報化推進事業の(1)1人1台端末の活用ですが、これは、1人1台端末を活用した教育情報化を推進するため、教育DX支援員の配置やICT機器等の整備、維持管理を行うものです。

(3)の校務のDX化ですが、これは、県立学校の校務DXを推進するため、次期校務支援システムの構築等を行うものです。

次に、2、熊本県公立学校情報機器整備事業ですが、これは、義務教育段階の公立学校の1人1台端末について、引き続き日常的な活用を推進するため、計画的な更新を行うものです。

次に、3段目、説明欄の1、学校における働き方改革推進事業ですが、これは、学校等に対する働き方改革支援アドバイザーの派遣を民間コンサルへ業務委託し、学校現場における働き方改革を推進するものです。

教育政策課の説明は以上です。

○高岡学校人事課長 学校人事課です。

同じ資料の8ページをお願いいたします。

1段目説明欄の1、教員不足解消緊急対策事業ですが、これは、必要な教員採用選考考

査の受考者を確保し、教員不足の早期解消を図るため、PR動画やSNS等を活用した戦略的な広報による積極的な情報発信を行うとともに、現在教職に就いていない免許保有者や大学生等を対象とした説明会等を開催するものです。

その下の2、教職員人材育成事業(教職員人材確保事業)ですが、先ほどの事業が学校の教員、いわゆる先生の志望者が対象であるのに対し、これは、教育行政、学校事務職員の人材確保を図るため、教育行政職員のやりがい、魅力、業務内容等をまとめた動画、パンフレット及びポスターを活用し、広報活動を行うとともに、大学等を訪問し、リクルート活動を行うものです。

次に、2段落目説明欄の1、教育サポート事業ですが、これは、教員の業務負担軽減を図り、児童生徒に向き合う時間をより確保するとともに、学校の働き方改革を推進するため、全ての公立学校に教員業務支援員を配置するほか、教頭マネジメント支援員等を配置するものです。

次に、3段落目説明欄の1、県立学校の原油価格物価高騰対応事業ですが、これは、国の経済対策による補正予算を活用した事業で、定時制高校や特別支援学校などに給食を提供している県立学校における学校給食の食材調達費高騰に対し、保護者へ食材調達費の高騰相当分の経済的支援を行うものです。

学校人事課の説明は以上です。

○北島文化課長 文化課でございます。

9ページをお願いいたします。

説明欄の1、文化財災害復旧事業(熊本地震対応分)ですが、これは、平成28年熊本地震で被災した国・県指定文化財及び未指定文化財の復旧を促進するため、災害復旧事業の経費の一部に対する補助を行うもので、残る被災文化財復旧は、熊本城及び装飾古墳等7件です。

次に、2、文化財災害復旧事業(令和2年7月豪雨)でございますが、これは、令和2年7月豪雨で被災した国・県指定文化財の復旧を促進するため、災害復旧事業の経費の一部に対する補助を行うもので、残る被災文化財復旧は、人吉城等2件でございます。

10ページをお願いいたします。

1段落目説明欄の3、文化財災害復旧事業(令和7年8月豪雨)ですが、これは、令和7年8月豪雨で被災した国・県指定文化財の復旧を促進するため、災害復旧事業の経費の一部に対する補助を行うものです。

次に、4、被災文化財復旧情報発信事業でございますが、これは一部新規事業でございます。長期にわたる熊本城の復旧に対して県民の理解醸成を図るとともに、若い世代に国際的な視野を広げ、将来へのモチベーションを高めるため、サグラダファミリアの主任彫刻家である外尾悦郎氏の講演会を実施するものでございます。

次に、2段落目説明欄の1、文化財保存事業でございます。これは、国・県指定文化財の修理、整備及び調査等を促進するため、事業の経費の一部に対する補助を行うものです。

次に、2、日本遺産による文化財群魅力発信支援事業ですが、これは、日本遺産認定地域が進める日本遺産事業の支援や日本遺産の構成文化財の価値や魅力に関する情報を発信し、文化財を観光振興や地域振興につなげるものです。

次に、3段落目の1、展覧会事業費ですが、これは、県立美術館の開館50周年記念式典に加え、特別展「わたしたちのルノワール」及び「熊本地震から10年 仏像 国宝×肥後仏」を開催するものです。

文化課の説明は以上です。

○河野施設課長 施設課です。

11ページをお願いします。

1 段目説明欄の1、県立高等学校施設整備事業及び2、特別支援学校施設整備事業ですが、これは、県立学校施設の長寿命化改修、老朽化に伴う不具合箇所の改修や設備の更新、空調や照明改修等を行うものです。

高等学校においては、第一高校の長寿命化改修工事のほか52件の設計、工事及び県立学校施設長寿命化プラン改定事業、特別支援学校においては、荒尾支援学校長寿命化改修工事のほか17件に要する経費を計上しております。

また、国の経済対策による補正予算を活用し、学校施設の避難所機能を強化するため、荒尾支援学校の体育館に空調を整備する経費を計上しています。

3、高等学校校舎新築・増改築事業ですが、これは、県立高校の学校施設の安全性を確保し、機能の向上を図るため、老朽化した熊本工業高校の実習棟の改築を行うものです。

次に、2段目の1、特別支援教育環境整備事業ですが、これは、特別支援学校で学ぶ児童生徒の増加に伴い、教室不足が課題となっている知的障がい特別支援学校について、普通教室等の整備を行うものです。菊池支援学校高等部校舎増築工事のほか、1件に要する経費を計上しています。

施設課の説明は以上です。

○草原高校教育課長 高校教育課です。

12ページをお願いいたします。

説明欄の1、高校生キャリアサポート事業ですが、これは、就職者の多い県立学校にキャリアサポーターを計24名配置し、就職支援を行うとともに、県内への就職を促進するものです。

下のグラフのとおり、県内就職率は年々増加している状況です。県立高校21人、県立特別支援学校3人の計24人体制で取り組んでまいります。

次の2、県立高校半導体関連人材育成事業ですが、これは、半導体関連教育に力を入れている熊本などの高等教育機関や半導体関連企業を高校生が見学したり出前授業を受けたりするための事業で、本県産業を支える人材育成に寄与するものです。

13ページをお願いいたします。

1 段目、説明欄のくまもと地域未来共創ハイスクール事業ですが、これは新規事業です。マイスター・ハイスクールの全県展開を支援する事業です。産学官金が連携した出前講座、インターンシップ、企業見学、企業実習等を通して、県立高校の高校生が地域や地域を支える産業、職業を体験的に知ること、地域の魅力や熊本で働くよさを知る機会を創出し、熊本の企業に興味を持つ生徒の増加を目指すものです。

次の4、全国産業教育フェア熊本大会ですが、こちらも新規事業で、令和10年度に開催する全国産業教育フェア熊本大会で、全国の専門高校等の生徒の学習意欲や産業界、教育界、中学生以下の児童生徒等を含む国民一般への専門高校等の魅力的な教育内容について、理解、関心を高めるものです。

本年度は、大会準備委員会を立ち上げるとともに、全国産業教育フェア佐賀大会の視察を行います。

次の5、農業教育高度化事業（経済対策）ですが、これは国の経済対策による補正予算を活用した事業で、熊本県立天草拓心高校本渡校舎の牛舎及び豚舎における暑熱対策に対応するものです。

14ページをお願いいたします。

1 段目、説明欄の1、高等学校等通学支援事業（7月豪雨対応分）ですが、これは、令和2年7月豪雨により高校生等の通学に大きな支障が生じているため、通学手段を確保するための緊急措置として高校生等の通学支援を行うものです。

次の2段目の1、高等学校DX加速化推進

事業ですが、これは国の経済対策による補正予算を活用した事業で、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的、探究的な学びを強化する学校などに対して、必要な環境整備の経費を支援するものです。

15ページをお願いします。

説明欄の1、県立高校あり方提言推進事業ですが、これは、昨年9月の今後の県立高等学校の在り方についての提言や今年2月の国の高校教育改革に関する基本方針、グランドデザインを踏まえて県が策定する高等学校教育改革実行計画の策定支援等を行う推進委員会を設置するとともに、地域単位、具体的には人吉・球磨地域で県立高校の在り方を議論する協議会を開催するものです。

次の2、県立高校魅力化きらめきプランですが、これは、定員割れが続く熊本市外の高校を中心に、魅力ある学校づくりに向けた熊本スーパーハイスクール構想の推進など、(1)から(4)の取組等により高校魅力化に徹底して取り組むものです。

次の3、世界に羽ばたくグローバル人材育成事業ですが、これは、世界に伍する質の高い英語教育の実践や、グローバル人材育成の取組の一環として、英語指導力向上やグローバルリーダーの育成を行うとともに、国際基準の教育課程と大学入学資格を提供する国際バカロレアについて、今年度、八代中学校及び高校が認定校となるための学習環境、外国人講師の確保、育成、国際バカロレア機構が実施するワークショップの受講等を行うものです。

16ページをお願いします。

説明欄の4、企業との連携による特出した高校魅力化推進事業ですが、これは、地元企業などと連携したほかにはない唯一無二の学科やコースによる高校の魅力化を推進するため、専門的な授業を実施できるよう、学習環境整備を行うものです。

なお、本年度は、既存の5校に加え、新たに(6)の甲佐高校におけるキャリア教育等にも取り組みます。

次の5、地域と一緒に！キラリと光る県立高校魅力づくり事業ですが、これは、地元市町村等と力を合わせた県立高校の魅力づくりを実現させるため、市町村が実施する高校魅力化コンソーシアム構築のためのコーディネーター配置等を支援するものです。

なお、高校魅力化コンソーシアムのイメージは、説明欄記載の図のとおりであり、令和7年度から、県内7市町8校でモデル事業として取り組んでおります。

17ページをお願いいたします。

説明欄の6、くまもと新時代人材育成事業ですが、これは新規事業で、昨年度、県外企業から寄附をいただいた企業版ふるさと納税を財源として、県立高校4校程度を拠点として、デジタル学習機器等の整備や地域の小中学校を対象としたデジタル講座や半導体講座を実施するものです。

次の7、熊本県高等学校等教育改革促進基金積立金ですが、これは国の経済対策による令和7年度補正予算を活用した全額国庫の事業で、国の高校教育改革に関する基本方針、グランドデザインで示された類型に応じた高校教育改革先導校の創出に当たり、県において先行して実施する必要がある体制構築等の経費及び事務処理に要する経費です。

高校教育課の説明は以上です。

○西坂特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

18ページをお願いいたします。

説明欄の1、特別支援教育充実事業の(1)ですが、これは、障害のある幼児、児童生徒が1人1台のパソコンやタブレットを効果的に活用するために必要な入出力支援装置の整備を行うものです。

2、発達障がい等支援事業ですが、これ

は、発達障害等のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を提供できるよう、特別支援教育支援員や介護福祉士の配置、支援機器の貸与、通常の学級に在籍する障害のある生徒に週数時間程度別室等で障害に応じた特別な授業を行う通級による指導の充実、特別支援教育の専門性の向上を図る会議等を実施するものです。

3、医療的ケア児等支援事業ですが、これは、医療的ケアが必要な児童生徒の安全、安心な学習環境の整備と保護者の負担軽減を図るもので、事業費の3分の1は国庫補助です。

(1)のほほえみスクールライフ支援事業は、特別支援学校等に看護師を派遣し、たんの吸引等の医療的ケアを実施するものですが、今年度から事業を拡充し、修学旅行へ同行する訪問看護事業者等と契約した保護者に対して必要な経費を補助するものです。

(2)の通学支援補助事業は、福祉車両等に看護師を同乗させて通学支援を行うための補助金です。

4、インクルーシブ教育システム構築事業ですが、これは、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に向け、外部専門家を委員とする検討委員会を設置し、本県の取組の課題を検証するものです。

また、県立特別支援学校と高等学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築する実証的な研究を実施するものです。

5、県立特別支援学校管理運営費ですが、これは、熊本はばたき高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校のIT機器の整備、かもと稲田支援学校及び芦北支援学校の給食二次加工等業務委託など、特別支援学校の学校運営に要する経費です。

特別支援教育課の説明は以上です。

○高橋学校安全・安心推進課長 学校安全・

安心推進課です。

19ページをお願いします。

説明欄の1、スクールカウンセラー活用事業及び2、スクールソーシャルワーカー活用事業ですが、これは、小中学校、県立学校の児童生徒や保護者等に対して専門家による教育相談を実施し、関係機関と連携していじめや不登校等の諸課題の未然防止及び解消を図るものです。

スクールカウンセラーを、義務制の小中学校等166か所、県立学校70校に配置します。内訳については、表の下に記載しております。スクールソーシャルワーカーを、義務制の小中学校等14か所、県立学校7校に配置します。内訳については、表の下に記載しております。

20ページをお願いします。

3、スクールロイヤー活用事業ですが、法律の専門家の活用を図り、各学校におけるいじめ予防授業の推進や学校が抱える諸課題の解決支援を行うものです。

4、生徒指導支援事業、地域学校問題解決支援事業ですが、これは、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求等、学校だけでは解決が困難な事案の解決に向け、学校運営に識見を有する教職員経験者を学校問題解決支援コーディネーターとして本課に配置し、様々な専門家と連携した行政による支援体制の構築を図るものです。

5、不登校支援・適応指導事業ですが、これは一部新規事業で、学校教育における重要な課題である不登校の未然防止及びその解消を図り、児童生徒の登校を支援するために、市町村に補助金を交付し、校内教育支援センターへの支援員配置の支援を行います。

また、経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒が、教育支援センター等で活動を行うために必要な経費の支援を行います。

さらに、経済的支援を行う市町村を対象に、教育支援センター等に通所する全ての不

登校児童生徒に対して補助を行います。

2段目説明欄の1、防災教育推進事業ですが、これは、熊本市立を除く全ての学校の防災主任の資質向上を図るため、防災主任研修会を開催し、各校における防災教育及び防災管理の充実を図るものです。関係機関や専門家による講話及び演習、協議等を取り入れ、各地域の災害特性や実情に応じたより効果的な研修を行うものです。

21ページをお願いいたします。

2、学校安全総合支援事業ですが、これは、八代地域にある県立学校2校と上益城地域にある市町村立中学校1校を拠点校とし、防災教育及び防災管理の充実を図るものです。

拠点校においては、防災教育の公開授業や地域と連携した避難訓練等を実施するとともに、その成果を県内の学校に広く普及し、県全体としての防災教育の充実及び学校防災推進体制の構築を図ります。

学校安全・安心推進課の説明は以上でございます。

○濱本体育保健課長 体育保健課です。

22ページをお願いします。

1段目説明欄の1、くまもと新時代競技力向上事業ですが、これは、本県全体のさらなる競技力向上及び次世代を担うトップアスリートの発掘、育成に取り組むことで、オリンピックをはじめとする国際スポーツ大会等で活躍するトップアスリートの継続的な輩出を目指し、競技スポーツの振興を図るものでございます。

次に、2段目の1、県民体育祭運営補助ですが、これは新規事業で、これまで郡市単位を基本とする地域輪番制で9月に開催してきた県民体育祭を、持続可能な大会とするため、令和8年度より、9月から12月の県内全域での開催に変更し、県スポーツ協会や各競技団体と連携した新たな大会を開催すること

で、継続的な県民スポーツの振興を図るものでございます。

次に、3段目の1、中学校部活動地域展開推進事業（運動部活動）ですが、これは新規事業で、現在、全国的に取組が進められている中学校の部活動改革について、国が示す令和8年度から13年度までの改革実行期間において、本県でもさらに地域展開を進めるため、指導者の確保と質の向上を目的とした研修会の開催や国の補助事業を活用した市町村への財政的な支援等を行うものでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○松永義務教育課長 義務教育課でございます。

23ページをお願いします。

説明欄の1、「読み解く力」で高める授業力アップデート事業ですが、これは新規事業で、基礎的な読む力を客観的に評価するリーディングスキルテストと熊本県学力・学習状況調査の小学校分を実施し、教師の授業力の向上と児童生徒の基礎的な読む力及び学力の向上を目指すものです。

2、くまもと新時代に向けた新たな学びの創造事業ですが、これは、熊本県学力・学習状況調査の中学校分を生徒がタブレット端末操作により実施するとともに、小中連携やICTを活用した遠隔授業等、質の高い教育の実現に向けた研究や学校管理職の総合的なマネジメント力の強化を図る研修プログラム開発等を通じて児童生徒の新たな学びを実現するものです。

3、日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業ですが、これは、水俣病を正しく理解し、差別や偏見を許さない心情や態度を育むとともに、環境問題の解決等に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成するため、県内全ての小学校5年生を対象に「水俣に学ぶ肥後っ子」教室を実施するものです。

また、今年度から、小中学校の教職員を対

象としたオンデマンド研修を実施します。

4、道徳教育総合支援事業ですが、これは、児童生徒のよりよく生きる基盤となる道徳性を養うため、教職員一人一人の授業力向上に向けて、道徳教育パワーアップ地区別研修会等の実施や道徳教育研究推進校への支援を行うものです。

5、学校経営等アドバイザー派遣事業ですが、これは新規事業で、管理職として学校経営のマネジメント経験があり、高い識見と専門性を有するアドバイザーを小中学校等に派遣し、課題の分析や実情に即した改善方策の助言等を行うことで、当該学校の組織的な指導体制の構築や教育活動の充実を図るものです。

24ページをお願いします。

1 段目、説明欄の1、グローバルコンピテンシー育成事業ですが、これは新規事業で、グローバル人材の育成に向けて、県内の教職員等を対象とした台湾派遣研修等を実施し、教育交流の促進及び海外留学の機運醸成につなげるものです。

2、くまもと新時代を担うグローバル人材育成推進事業ですが、教師の授業改善や生徒の英語力向上を図るため、英会話の実践練習等ができるAIアプリやスピーキングテストの導入、語学研修のため高校生をアメリカ・モンタナ州立の大学へ派遣、また、海外留学の機運醸成に向け、留学支援員を高校に派遣し、留学説明会を実施するものです。

2 段目、説明欄の1、幼児教育推進体制の充実・活用強化事業ですが、これは、幼児教育に関する豊かな経験のある幼児教育アドバイザーを認定こども園等に派遣し、教育、保育内容についての助言等を行い、幼児教育の質向上、円滑な接続の推進を図るものです。

義務教育課の説明は以上です。

○三浦社会教育課長 社会教育課です。

25ページをお願いします。

1 段目説明欄の1、「親の学び」推進事業ですが、これは、全国に先駆けて策定されたくまもと家庭教育支援条例に基づき、保護者が親として学ぶ機会や生徒が将来大人になることについて学ぶ機会を提供すること、さらに、家庭教育の重要性を啓発すること等、親の学び講座を中心に推進するものです。

また、保護者の子育てや家庭教育への不安、悩みを軽減するために、相談窓口を充実させるとともに、市町村と連携した家庭教育支援員の配置促進を行うなど、保護者に寄り添う支援を総合的に推進し、条例の基本理念である県民全体で家庭教育を支援する社会的機運の醸成を図るものです。

次に、2 段目の1、地域学校協働活動推進事業ですが、これは、コミュニティスクールと地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、各市町村における地域学校協働活動推進員の配置等を支援するものです。

(2)高校生等による地域のつながりづくりプロジェクト事業は、新規事業として、小中学校と高校をつなぐために、高校生ボランティアを募集し、放課後子供教室や子ども食堂における活動を充実させ、教育と福祉の連携や地域人材の育成、発掘に取り組むものです。そのために、高校魅力化コンソーシアムのコーディネーターと協力し、学校と地域の連携、協働をさらに推進していきます。

26ページをお願いします。

1 段目の2、県生涯学習推進センター運営事業ですが、これは、生涯学習推進センターの適切な運営を図るものです。

2 段目の1、青少年教育施設管理運営費ですが、これは、県内4か所に設置している県立青少年教育施設の効果的、効率的な運営を図るとともに、計画的かつ効率的な補修や改修工事を行うものです。

2、「肥後藩絵図」デジタル化推進事業ですが、これは、図書館所蔵の肥後藩絵図約370点について、高精細画像でのデジタル化を

進め、熊本の魅力発信を行い、教育、地域振興への利活用を推進するものです。

これらは、藩政時代の熊本を歴史、地理学的に伝える貴重な文化遺産であり、保存と利活用の両輪の実現を推進するものです。

3、新規事業ですが、くまもと文学・歴史館文化振興事業ですが、これは、熊本の明治期の歴史が記録された公文書、熊本県公文類さんの文化財指定を目指すとともに、くまもと文学・歴史館の10周年記念事業を行うものです。

4、こども本の森 熊本運営及び充実ですが、これは、こども本の森熊本を海外を含め多くの皆様に知っていただくための広報を展開し、自然や芸術文化を取り入れたイベントの開催等を通じて本との出会いを促進するものです。

社会教育課の説明は以上です。

○益崎人権同和教育課長 人権同和教育課です。

27ページをお願いします。

1、各種人権教育研修事業ですが、これは、人権問題についての認識を深め、実践的な指導力の向上を図るため、各学校の管理職等を対象とした研修を実施するものです。

2、熊本県子ども人権フェスティバル事業ですが、これは、児童生徒を主体とした熊本県人権子ども集会を開催するものです。

3、高等学校等進学奨励事業ですが、これは、旧地域改善対策特定事業により貸与された奨学資金について、市町村に対する事務費の交付及び返還金の国への返納を行うものです。

人権同和教育課の説明は以上です。

○西山宗孝委員長 次に、県警本部から総括説明を行い、続いて担当部長から順次説明をお願いします。

初めに、佐藤県警本部長。

○佐藤県警本部長 教育警察常任委員会に就任されました委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援を賜っておりますことに対しまして、まづもって心より御礼を申し上げます。

本日は、本年度初めての委員会でございますので、私から、県下の治安情勢と今後の県警察の基本的な取組について、その概略を説明させていただきます。

なお、各部門の業務概況及び主要事業につきましては、後ほど担当部長から説明をさせていただきます。

まず、昨年における県下の治安情勢についてでございますが、関係機関や県民の皆様から多くの御理解とお力添えをいただきました結果、声かけ、つきまとい等の脅威事犯届出件数や交通事故による死者数が減少するなど、治安状況に改善が見られた部分もありましたが、刑法犯認知件数が前年より増加するなど、厳しい状況にあります。

特に、SNS型投資・ロマンス詐欺を含む電話で「お金」詐欺につきましては、認知件数、被害額ともに急増するなど、極めて深刻な状況にあります。

また、匿名・流動型犯罪グループへの対処や大規模警備、要人警護に向けた万全な体制の構築など、治安上の課題が見られるところであります。

これらの課題に的確に対処していくため、県警察では、県民の期待と信頼に応える強い警察、安全で安心して暮らせる熊本の実現を運営方針として、令和8年運営重点及び推進施策を策定し、現下の治安情勢や県民のニーズ等を踏まえた総合的な治安対策を推進するとともに、関係機関や団体と緊密に連携し、官民一体となった効果的な治安維持活動を展開することで、県民の安全と安心の確保に努めてまいります。

委員の皆様方には、多方面にわたる御理解

と御支援を賜りますようお願い申し上げます。
と、私の説明とさせていただきます。

○西山宗孝委員長 続いて、担当部長から順次説明をお願いいたします。

○渡邊警務部長 警務部でございます。

私からは、警察本部の説明資料に基づき、県警察の概要と警務部の主な業務について御説明をいたします。

説明資料の最初には、目次と今年度の幹部職員名簿を記載しております。

それではまず、1ページを御覧ください。

第1の熊本県警察の組織について御説明いたします。

項目1の公安委員会につきましては、県警察の民主的運営、政治的中立性を確保するために置かれ、警察を管理している合議制の行政委員会です。5人の委員で構成されており、令和8年4月1日現在は、表に記載のとおりです。

次に、2ページを御覧ください。

令和8年4月1日現在における県警察の組織につきましては、項目2の組織図のとおりです。

警察本部長の下、警察本部各部、熊本市警察部、警察学校及び警察署で組織されており、警務部には、総務課をはじめ、記載の9所属があります。

次に、3ページを御覧ください。

項目3の警察職員の条例定数につきましては、令和8年4月1日現在、警察官と警察行政職員を合わせて3,542人となっております。

警察官の増員状況について申し上げますと、平成14年度から今年度までの間に合計346人が増員されております。

次に、4ページを御覧ください。

項目4の警察官1人当たりの負担人口につきましては、令和7年4月1日現在の政令定

数及び令和6年1月1日現在の住民基本台帳の人口に基づき算出しており、565人となっております。

なお、令和8年度の数値は、資料作成段階で警察庁における集計が未了でしたので、昨年度の数値を掲載しております。

同じく、4ページでございます。

項目5の職員の年齢構成比等につきましては、令和8年4月1日現在の平均年齢は38.5歳となっております。40歳代と30歳代の職員の比率が高く、合わせて全体の約6割を占めております。

次に、5ページを御覧ください。

県警察では、第2に記載しております県民の期待と信頼に応える強い警察、安全で安心して暮らせる熊本の実現という運営方針の下、第3の項目2に記載しております犯罪の起きにくい社会づくり、県民生活を脅かす犯罪の取締り、安全かつ快適な交通の確保、災害等から県民を守る活動の推進、県民の期待と信頼に応える強い組織づくりを運営重点として、各種施策に取り組んでおります。

次に、6ページを御覧ください。

第4の警察予算について御説明いたします。

項目1の当初予算額の推移は、表のとおりであり、令和8年度の警察予算額は463億1,200万円余であり、県予算に占める割合は5.0%となっております。そのうち、74.2%を人件費が占めております。

項目2の令和8年度の主な事業につきましては、6ページに記載しております。

次に、7ページを御覧ください。

第5の警察施設の現状でございますが、令和8年2月末現在、県下の警察施設334施設のうち、耐用年数を超過した施設は103施設となっております。全施設の約30%を占めており、計画的に整備していく必要があると考えております。

なお、現在は、多良木警察署の建て替えに

向けて、移転先の用地購入、設計委託業務が完了しており、令和9年度の完成を予定しております。

同じく、7ページでございます。

第6の優秀な人材の確保につきましては、最新の採用情勢の把握と分析を行い、警察の魅力ややりがいを効果的にアピールするなど、採用活動の強化を図っています。

次に、8ページを御覧ください。

令和8年4月1日現在、全警察官に占める女性警察官の割合につきましては12.2%と、前年より0.7ポイント増加しておりますが、令和8年3月に策定した特定事業主行動計画では、令和13年度当初までに全警察官に占める女性警察官の割合を14%以上と定めており、女性の活躍のさらなる促進に取り組んでいるところです。

次に、10ページを御覧ください。

第7の県民への情報発信につきましては、広報誌「熊本のまもり」の発行、インターネットの活用、マスメディアとの連携、県警察音楽隊の演奏活動などを実施しております。

同じく、10ページでございます。

第8の犯罪被害者支援の充実強化につきましては、被害者支援要員制度や公費支出制度等の各種施策のほか、民間の被害者支援団体と密接に連携した支援活動を展開するなど、被害者等の二次的被害の防止や軽減に向けた取組を推進しております。

次に、11ページを御覧ください。

第9の警察安全相談業務の現状につきましては、令和7年の相談受理件数は4万4,600件と、前年より1,486件増加いたしました。生活安全部門の相談が全体の66.4%を占めております。

次に、12ページを御覧ください。

第10の留置施設につきましては、警察本部直轄留置施設と警察署留置施設を運用しております。

次に、13ページを御覧ください。

第11の警察学校における採用時教養につきましては、警察学校における初任科生等に対する採用時教養の詳細を記載しております。

警務部からは以上でございます。

○高波生活安全部長 生活安全部から御説明いたします。

資料の14ページを御覧ください。

まず、第1、県民を犯罪等から守る取組の推進についてです。

1の犯罪情勢のとおり、県下の刑法犯認知件数は、令和7年中7,529件で、前年比で807件増加しており、本年2月末においても、前年同期比で増加しています。

対策としましては、犯罪の発生状況を的確に把握、分析した上で個別対策を講じるとともに、下段の2のとおり、街頭防犯カメラシステムの適切な運用や地域住民に対する効果的な防犯情報の提供を行うなど、地域社会と連携した犯罪の起きにくい環境づくりのための各種対策を推進してまいります。

資料の15ページを御覧ください。

3の繁華街総合対策の推進につきましては、令和5年以降、客引きに関する110番通報件数が増加傾向にあります。今後も、繁華街の動向を分析しながら、関係機関と連携して各種対策を推進してまいります。

資料の16ページを御覧ください。

4の(1)のとおり、令和7年中の県内における電話で「お金」詐欺は、認知件数、被害額ともに過去10年間で最多となりました。

17ページにお進みください。

(2)のとおり、令和7年中の県内におけるSNS型投資・ロマンス詐欺は、被害額が20億円に迫るなど、極めて深刻な状況となりました。

電話で「お金」詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺被害の対策としまして、下段の(3)のとおり、被害防止コールセンターからの電話による注意喚起やワルモンを起用したテレ

ビCM等による広報啓発、SNS上における効果的な広告表示による注意喚起や、4月1日に発足しましたワルモン対策隊を活用した犯罪グループと被害者との接点を遮断する対策などを推進してまいります。

資料の18ページを御覧ください。

5の(1)の中段の表のとおり、令和7年中における子供や女性を対象とした性犯罪や声かけ、付きまといなどの届出件数は、前年比で減少しました。しかし、19ページの表にありますとおり、令和7年中の被害者のうち、小学生が全体の4割を占めており、いまだ予断を許さない状況です。

これらの対策としまして、発生場所における警戒活動を行うほか、(2)のとおり、犯罪の前兆となる事案が発生した段階で警察署と連携し、早期に行為者を特定し、検挙、指導、警告等の措置を行うなど、犯罪や連続犯行を未然に防ぐ先制・予防的活動を推進してまいります。

資料の20ページを御覧ください。

次は、第2、少年の非行防止と保護対策の推進等です。

1の表は、年ごとの刑法犯少年の検挙件数の推移ですが、令和2年まで減少傾向にあったものの、令和3年から5年連続で増加に転じ、本年2月末においても、前年同期比で増加しております。

また、下段2のとおり、令和7年中、少年が被害者となる福祉犯の検挙人員は、前年比で減少しているものの、SNS利用に起因する福祉犯の被害に遭う少年が後を絶たない状況がうかがえます。

21ページへお進みください。

これらの対策としまして、3のとおり、学校等の関係機関と連携した非行防止や被害防止対策をはじめ、非行少年の立ち直り、被害少年の継続的支援活動を推進してまいります。

資料の22ページを御覧ください。

次は、第3、人身安全関連事案対策についてです。

1のとおり、ストーカーやDV、児童虐待などの人身安全関連事案については、事態が急展開して重大事案に発展するおそれがあることから、警察本部に設置した24時間3交代制の体制において、事案の認知段階から関係警察署と緊密に連携するなど、体制の強化を図っております。

また、令和8年春の組織改正により、事案の管理や刑事部捜査第一課との適時適切な情報共有を行うため、人身安全対策室を立ち上げ、事案の継続的かつ網羅的な管理を行うため、対策管理係を新設しております。

22ページの2、23ページ、24ページについては、人身関連安全事案の認知件数等を記載しておりますので、御確認ください。

25ページへお進みください。

5のとおり、これらの事案の対策としましては、本部人身安全対策課による警察署への支援、刑事部門と緊密な連携による事件化、GPS機能つき緊急通報装置等の効果的な活用などにより、被害者の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応を推進してまいります。

26ページを御覧ください。

次は、第4、生活環境事犯の検挙状況についてです。

1の令和7年中の生活環境事犯の検挙件数については520件で、前年比で33件増加しておりますが、本年2月末現在は、前年同期比で減少しております。

令和7年中の主な検挙事例としましては、動物愛護法違反事件や風営法等違反事件等が挙げられます。

27ページへお進みください。

2の許可等事務についてですが、2つの表は、県内の風俗営業や銃砲等所持許可者の数です。

引き続き、適正かつ厳格な業務を推進し、

風俗営業や銃砲等所持に関して、徹底した不適格者の排除に努めてまいります。

資料の28ページを御覧ください。

次は、第5、サイバー犯罪の検挙状況等についてです。

1の令和7年中におけるサイバー犯罪の検挙件数については174件で、前年比で53件減少しておりますが、本年2月末においては52件で、前年同期比で18件増加しております。

下段2の令和7年中におけるサイバー関係相談件数については、過去最多の4,667件を受理しており、県民がインターネットの利用に不安を抱えている状況がうかがえます。

資料の29ページを御覧ください。

次は、地域警察活動です。

1のとおり、地域警察官は、全警察官の約3割を占め、24時間体制で警察事象全般に即応する活動を担っております。

また、下段2のとおり、交番の無人化対策のために交番相談員を配置し、警察官によるパトロールなど、街頭活動強化に努めております。

30ページへお進みください。

3と中段の表のとおり、県内の刑法犯検挙人員のうち、約5割を地域警察官による検挙が占めており、治安維持に大きく寄与しております。

資料の31ページを御覧ください。

次は、第7、通信指令業務についてです。

1の(1)のとおり、110番センターでは、令和7年中に約16万件、1日平均約440件の110番通報を受理し、警察署等へ指令を行っております。

32ページへお進みください。

(2)のとおり、通信指令業務は初動警察活動の要であることから、今後も110番通報に迅速、的確に対応するため、さらなる職員の技能向上、システムの高度化、外国語への対応等に努めてまいります。

生活安全部からの説明は以上です。

○松見刑事部長 刑事部の業務概況について御説明いたします。

資料の33ページを御覧ください。

初めに、刑法犯全体の認知と検挙状況です。

昨年の認知件数は7,529件で、前年比で12%増加しています。検挙件数は3,664件、検挙率は48.7%となっており、前年と比較すると検挙率は3.1ポイント減少していますが、全国平均の38.9%を9.8ポイント上回っております。

資料の34ページを御覧ください。

重要犯罪の認知と検挙状況です。

重要犯罪とは、県民が著しく不安を感じる殺人、強盗、放火などの犯罪のことであり、昨年中は238件を認知し、185件を検挙しており、検挙率は77.7%と、前年と比較すると8.4ポイント減少しています。

これら重要犯罪は、県民の体感治安に直結するものでありますので、引き続き迅速、確実な検挙に努めてまいります。

35ページを御覧ください。

重要窃盗犯の認知と検挙状況です。

重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、強盗などの凶悪犯罪に発展するおそれのある侵入盗やひったくりなどの手口による窃盗のことです。昨年中は、認知件数が325件、検挙件数は201件、検挙率は61.8%となっています。窃盗犯は、刑法犯全体の約7割を占め、県民の身近で発生する犯罪であることから、より一層取締りを徹底してまいります。

次に、資料の36ページを御覧ください。

詐欺、横領をはじめとした知能犯の認知と検挙状況です。

昨年は、認知件数が774件と、前年と比べ約41.5%増加し、検挙件数、検挙人員もそれぞれ増加しています。

増加の要因として、電話で「お金」詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の増加が挙げら

れますが、それらについては、次ページで説明させていただきます。

37ページを御覧ください。

電話で「お金」詐欺等の認知・検挙状況です。

昨年は、認知件数が219件、被害総額は約10億9,982万円に上り、前年と比べ認知、被害額とも増加するなど、依然として深刻な状況が続いています。

検挙については、オレオレ詐欺やキャッシュカード詐欺等の手口を中心に、44件、20人を検挙しています。また、SNS型投資・ロマンス詐欺については、昨年の被害は196件と、前年に比べ91件増加し、被害総額は19億5,000万円を超えるなどの深刻な状況で、7件、4人を検挙しております。

県警察としては、今後も、一人でも多くの被疑者を検挙するため、徹底した捜査を行ってまいります。

次に、39ページを御覧ください。

近年、匿名・流動型犯罪グループと呼ばれる形態のグループによって、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、組織的窃盗などが敢行され、治安上の大きな脅威となっています。

県警察としては、取締り体制の強化を図ったほか、グループの実態解明、中枢人物の検挙や犯罪収益の剥奪等に向けた捜査を徹底し、グループの壊滅、弱体化に向けた取組を推進してまいります。

資料の40ページを御覧ください。

暴力団対策についてです。

県内の暴力団情勢については、昨年末現在で19組織、構成員等約290人を把握しております。このうち、6代目山口組系、道仁会系の2団体で全体の約7割を占めています。

県警察としては、暴力団による犯罪の取締りを徹底するほか、暴力団対策法や暴排条例を効果的に適用した暴力団排除対策を推進しており、引き続き官民一体となった暴力団排

除対策に取り組んでまいります。

次に、41ページを御覧ください。

薬物・銃器対策についてです。

昨年の検挙人員は、覚醒剤事犯が76人、大麻事犯が49人と、合計127人を検挙しております。特に、大麻事犯については、全国的に若年層への蔓延化が問題となっており、本県においても、検挙人員の約8割を30歳未満の若年層が占めていることから、薬物事犯の取締りと併せて、薬物乱用防止に関する広報啓発活動にも努めてまいります。あわせて、銃器事犯の取締りについても徹底してまいります。

42ページを御覧ください。

来日外国人犯罪の検挙状況です。

昨年の検挙件数は106件、検挙人員は56人でした。今後も、関係機関と連携しながら取締りを強化するとともに、外国人犯罪への対処力の強化を図るため、海外での語学研修や通訳体制の充実強化に努めてまいります。

以上、刑事部としましては、徹底した捜査により被疑者を検挙することで、県民の皆様への治安に対する不安感を払拭し、より安全、安心が実感できるよう、本年もさらなる取組を推進してまいります。

以上です。

○堀田交通部長 続きまして、交通部の業務概況について御説明いたします。

資料43ページを御覧ください。

第1、交通事故情勢についてです。

上段のグラフは、県内における過去10年間の死者数、発生件数、負傷者数の推移を表したものです。

いずれの件数も10年前からおおむね減少傾向で推移していますが、令和2年からはほぼ横ばい状態であり、死者数につきましては、増減を繰り返している状況です。

下段のグラフは、状態別死者数の推移ですが、本県では、歩行者の割合が高いことか

ら、歩行者の安全確保に関する対策を強化しております。

44ページを御覧ください。

上段の表は、交通死亡事故の特徴を年齢別、状態別で表したものです。依然として65歳以上の高齢者の割合が全体の半数以上を占めている状況です。

下段の表は、高齢者が関係する死亡事故の特徴で、歩行中の割合が高くなっております。

45ページをお願いします。

上段の(4)が、18歳未満の子供の死傷事故の特徴、下段の(5)が、自転車事故の特徴を示しております。これらの特徴を踏まえながら、それぞれの事故抑止対策についても取り組んでまいります。

次に、46ページを御覧ください。

第2、総合的な交通事故抑止対策についてであります。

県警察では、本年の運営重点の一つとして、安全かつ快適な交通の確保を掲げております。

交通部では、この実現に向け、上段1に記載の(1)歩行者、子供・高齢者等に対する施策、(2)運転者に関する施策、(3)交通環境に関する施策、(4)悪質、危険な運転者に関する施策、(5)自転車等に関する施策の5つについて、重点的に推進してまいります。

また、令和3年に県議会で可決いただいた熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議を踏まえた取組につきましても、継続してまいります。

具体的な取組内容につきましては、2、推進事項の(1)から(5)に項目ごと記載しております。

中段の(1)歩行者の安全確保と子供、高齢者等に対する総合的な交通安全対策の推進につきましては、「てまえ運動」をはじめとした歩行者保護啓発活動や取締りの強化、通学路の安全対策などを推進してまいります。

48ページを御覧ください。

(2)きめ細やかな運転者施策による安全運転の推進につきましては、高齢者や外国人運転者等に対する施策を推進してまいります。

49ページを御覧ください。

上段の(3)に、安全で円滑な交通環境の確保に向けた交通安全施設等の整備、中段の(4)に、飲酒運転等を行う悪質・危険運転者の排除についての推進施策を記載しております。

50ページを御覧ください。

(5)自転車その他小型モビリティ対策の強化につきましては、引き続き、県や市町村の教育部門等と連携しながら、安全教育や指導取締り等を通じて自転車利用者に対するルールの周知浸透を図るとともに、ヘルメットの着用促進につきましても、啓発活動を継続してまいります。

次に、51ページを御覧ください。

第3、その他であります。

中段1の効果的な交通安全情報の発信につきましては、今後も県内約50か所の交通情報板や県警公式X、街頭ビジョン等を活用し、県民の皆様の交通安全意識の向上につながるような効果的な情報発信を行ってまいります。

52ページを御覧ください。

2、半導体産業集積強化に伴う交通警察の対応についてです。

セミコンテクノパーク周辺の通学路等の安全確保対策として、引き続き必要な交通安全施設を計画的に整備してまいります。

また、県に設置された渋滞解消推進本部に参画しながら、信号機の集中制御化や光ビーコン、車両感知器の整備等により信号制御の最適化を図るなど、県警察としまして交通渋滞解消に向けたできる限りの取組を効果的に推進してまいります。

最後に、外国の運転免許証から日本の運転免許証への円滑な切替えや来日外国人に対す

る交通安全教育につきましても、引き続き効果的な取組を推進してまいります。

以上で交通部の説明を終わります。

○東警備部長 警備部です。

引き続き、警備部の業務概況について御説明いたします。

資料の53ページを御覧ください。

項目欄第1、情勢に対応した警護警備の徹底についてですが、県警では、令和5年から警備第二課内に警衛・警護室を設置し、警戒の空白を生じさせない警護を実施しています。

また、現在、県選出国會議員2名が警護対象者となりますので、議員事務所と連携し、警護警備に万全を期してまいります。

さらに、警護体制の確保と対処能力の向上に向けて、警察庁が示す体系的な教養、訓練を推進するなど、より高度な警護能力の習得に努めてまいります。

次に、資料の54ページから56ページを御覧ください。

項目欄第2、大規模災害等緊急事態対策の強化についてですが、去年は警報発令時に立ち上げます災害対策本部を13回設置し、災害警備活動を実施しました。

なお、阿蘇中岳の噴火警戒レベルは、昨年7月に2に引き上げられましたが、現在は1となっております。

また、昨年11月25日に阿蘇地方を震源とする最大震度5強の地震が発生しましたが、被害は確認されませんでした。

機動隊や各警察署では、廃車を使用したり、採石場を借用しての訓練や小型重機やドローンの操縦訓練など、より現場を意識した訓練を計画的に実施してまいります。

そのほか、職員招集のメール送受信訓練や初動対応訓練、風化防止教養などを実施してまいります。

さらに、装備資機材の使用法や注意点を適

宜確認できるよう動画を配信するなど、災害能力の維持向上に努めてまいります。

次に、資料の57ページから58ページを御覧ください。

項目欄第3、経済安全保障対策の推進についてですが、本県では、先端技術を有する企業の集積に伴い、その情報流出防止に向けた取組が一層重要となっております。

全国では情報流出事案が発生しておりますので、この種事案を未然に防止するため、官民連携の上、有効な対策や犯行の手口などを紹介するアウトリーチ活動を強力に推進してまいります。

次に、資料59ページを御覧ください。

項目欄第4、大規模警備を見据えた警備諸対策の推進の内容欄1、官民一体となったテロ対策の推進についてですが、爆発物の原料となる化学薬品の取扱い業者とネットワークを構築し、販売時の身分確認や不審な購入者への対処要領などを共有しております。

また、43機関から成るテロ対策の推進会議において、テロ対応訓練や広報啓発活動を実施してまいります。

次に、資料60ページ、内容欄2、沿岸部警戒及び関係機関と連携した水際対策推進状況についてですが、民間組織の沿岸警備協力会と沿岸パトロールを実施するとともに、関係機関と組織する水際対策ネットワーク会議を通じて情報を共有してまいります。

内容欄3、官民連携した訓練等の実施状況についてですが、空港におけるハイジャック対応訓練のほか、JRとのテロ対応訓練、また、港湾におけるテロリスト侵入阻止訓練を引き続き実施してまいります。

次に、資料61ページ下段の内容欄4、サイバー攻撃等新たな脅威へ対応するための取組状況についてですが、インフラ事業者を個別訪問し、最新の関連情報を提供するとともに、10分野17事業者から成るサイバーテロ対策連絡協議会を通じてセミナーを開催するな

ど、危機意識の醸成を図ってまいります。

次に、資料62ページ、内容欄5、重要施設及び不特定多数の者が集まる施設等への対策の推進についてですが、ライフラインや大規模集客施設など重要施設への重点警戒や管理者対策を鋭意進めてまいります。

最後に、内容欄6、各警備部隊の対処能力の向上についてですが、爆処理や銃器対策などの専門部隊につきましても、情勢に応じた実践的訓練を反復実施し、対応能力の向上に努めてまいります。

警備部からの説明は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

多岐にわたり、詳細にありがとうございました。

これより質疑を受けたいと思います。

まず先に、教育委員会に係る質疑を受け、その後県警本部に係る質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○岩田智子委員 御説明ありがとうございました。

教育委員会、幾つかあるんですけれども、私がこの委員会に所属したのが、おとし、ここにいました。去年は違う委員会だったんですけれども、おとし、教育委員会のこの場所に女性はゼロでした。今回、女性の課長とかもたくさんおられて、登用されて、とても私はうれしく思っているんですけれども、教育長、人事の面で、女性登用みたいな、女性の参画というかな、管理職に女性がという

ところに重きをやっぱり置いていらっしゃるのかなというふうに思ったので、ちょっとその辺のお考えをお聞きしたいなと思っています。1つ、いいでしょうか。教育長に。

○越猪教育長 男性、女性にかかわらず、実力本位ということで配置をしたところでございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 役が何かその人のね、やっぱりつくるということもあるので、実力本位も、やっぱりそこになってからの仕事のやり方とか、それぞれ活発に、いろんな視点で物事が見れるといいなと思って、男女、いろんな入り混じったことが私は必要だなと思っています。高校の先生なんかも、普通高校で校長先生になった女性もいらっしゃいますので、とても私はやっぱり何かうれいんですよね、何かそういうのが出てくると。

それが1つと、あと台湾に教員を派遣するということで、これは義務教育課だったと思います。24ページ。

台湾に先生方を30人ぐらい派遣をされるということですけども、その中身ですね。先生方が台湾に行って、何を、どこに行って、どういうことを学んでこられるのかというのをちょっと教えていただきたいなと思います。

○松永義務教育課長 ありがとうございます。

台湾派遣につきましては、今委員おっしゃったように、30名を11月に3班に分けて、10名ずつを11月に3泊4日で3班に分けて派遣をしようと予定をしております。

台湾に行って、子供たちの国際対応能力を育成するためには、やはり先生方が体験をす

るというのが一番ですので、そういう身近な大人の実体験が子供たちに響いていくような体験というところで、台北、台中、台南に3班に分けて派遣をいたします。

また、事前研修や帰国後具体的に教育交流を進めるというようなところで、市町村だったり、学校だったりというところで、進めるリーダーになるような人に台湾のほうには行っていただくというふうに考えて、今準備を進めているところです。

以上です。

○岩田智子委員 それは、30人は、希望なのでしょうか、それとも、こちらが、今言われたように、リーダーになってほしいという方を選ばれるのでしょうか。

○松永義務教育課長 ありがとうございます。

今、その決め方も準備をしているところですが、基本的に、台湾との交流をやっている市町村や学校だったり、また、これからやろうとしているような学校や市町村というところで、今調査をかけているところでございます。

以上です。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

この事業が、やっぱり子供たちにいい影響が起きるといいなというふうにとっても思っているのです、楽しみにしております。

もう1つ、いいですか。

○西山宗孝委員長 はい。岩田委員。

○岩田智子委員 20ページ、学校安全・安心推進課ですが、4番の生徒指導支援事業で、学校問題解決をされるということで、様々な専門家と連携したというふうに御説明があったんですが、その様々な専門家

という、その中を教えていただきたいと思います。

○高橋学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課長でございます。

お尋ねいただきました学校問題解決支援コーディネーターでございますけれども、様々な中身でございますが、例えば、警察ですとか、あるいはいじめの問題ですとか、まあ不登校の問題もそうなんですけれども、今、福祉の関係者あるいは医療の関係者、教育関係者だけではやっぱり解決できないことなんかもございますので、そういった多様な関係機関、専門家との連携も視野に入れて、例えば地区市町村の教育委員会ですと、間に教育事務所なんか入ることもあるんですが、そういった教育事務所との連携なども含めて、多様な方々との間をつないでいただくということをしております。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

やっぱり保護者とか地域からのいろんな、まあ過剰な苦情や不当な要求と書いてあるんですが、私のほうにもいろんな相談事が来ていまして、全部これは重要だと思っっているのです、しっかりといろんな分野の知見を集約して、やっぱりいろんなことで学校の先生が疲れて辞めたりするようなことがないように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○西山宗孝委員長 要望ということでよろしいですか。

○岩田智子委員 要望です。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○本田雄三委員 御説明ありがとうございます。

した。

教育政策課の7ページなんですけれども、1人1台端末の分野におけますDXの支援員を配置しておられるということでございますけれども、具体的には支援活動というのはここである程度は書いてみえるところではありますけれども、どうしてもやはり得手不得手があらまして、こういう部分になじまない方もいらっしゃるのではなかろうかというふうに思われるところもありまして、もう少し具体的にどのような支援をしておられるか、教えていただければと思います。

○永田教育政策課長 教育政策課です。

ICT支援員の活動に関しては、例えば、このICTを活用した授業改善の提案でありますとかあるいはそのデジタル教材の作成支援、アプリ等の提案、あるいはそのICT機器の準備とか操作支援、授業以外での活用に関しても、校務要支援児童生徒の対応であるとか、学校行事等の改善提案等を行っていくという、専門家の知見やノウハウを活用した支援を行っているという状況でございます。

○本田雄三委員 なかなかこの場では言えないと思うんですけれども、やはり習得の差というのはあられるかと思しますので、能力は高くても、やっぱりそこになかなか付随しないという状況というのがほかのところでも見受けられるような気はしますので、大変だと思いますけれども、しっかりサポート体制をしていただきながら、人事評価等でそういう方たちが、まあ言うならば悪い目に遭わないようにしていただければなと思いますので、よろしくお願いします。要望でございます。

○西山宗孝委員長 よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。

○淵上陽一委員 説明ありがとうございます

た。

国家百年の計は教育にあり、これはもう今も昔も変わらないことであるというふうに思っておりますし、その前に安心、安全な暮らしがなければいけないわけでありまして、本当に、ともに教育委員会の皆さん方にして、警察本部の皆さん方にしても、心から日頃の御尽力に感謝を申し上げたいというふうに思うわけであります。

久しぶりに教育警察の委員会に帰ってまいりましたけれども、思い出すと、あまり議論されていることが変わっていないんだなというふうな思いであります。

1点だけ、19ページの学校安全・安心推進課。

いじめ、不登校対策の推進ということで、しっかりと取組をいただいているということには感謝を申し上げるわけでありましてけれども、ここで個別の数字を聞こうとは思いませんけれども、以前から減ってきているのか、いじめにしても不登校にしても、どういう状況かだけまず教えていただければというふうに思います。

○高橋学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課長でございます。

小中学校、高等学校等におけるいじめの重大事態の発生件数でございますけれども、熊本県は令和3年度から減少しておりまして、令和6年が16件という数字になっております。

それから、同じく話題に上がりやすいものとしていじめの認知件数というものでございますけれども、こちらも減少をしているという状況でございます。

それから、不登校につきましては、小中学校でございますが、これは前年度から67名、こちらも減少しておりまして、5,781名というところでございます。高校につきましても、前年度から220名減少しておりまして、7

51名というふうになっております。

以上でございます。

○渕上陽一委員 分かりました。

そうやって減ってきているということで、本当に皆さん方の努力がしっかりと報われているというふうに思っております。

保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校と、私もずっと地元を見させていただく中で、いつも思うのは、保育園、幼稚園のときは先生の目が多いんですね。ですから、ちょっとしたトラブルがあれば、すぐ保育園の先生であったり、幼稚園の先生たちが入って解決できるわけでありましてけれども、それがだんだん、小学校に入ってくると、なかなか目が届きにくくなってくるんだろうというふうに思っております。

今日、越猪教育長の話で、教育委員会としてはこういうこともやりますということで、最後のほうに、教育委員会としましては、このほかにという言葉がありました。このほかにということは、いかに先生方の仕事が多いのかというふうに思っておりまして、まさしく今日説明の中でもどうやって教職員増やしていくのかという話があるわけでありましてけれども、これを減らしていくためには、先生方の負担をできるだけ減らしていきながら、子供たちとどう向き合っていけるかという時間をつくるためには、何を削っていくかというのを真剣に私は考えなければならなくなってきたんだろうというふうに思っておりまして、この後については、またいろんなところで機会を捉えながら、皆さん方と一緒にしながらですね——まあ、先生方の数を増やすということも、なかなか厳しいことであろうというふうに思っております。

せっかくのこういう委員会の機会でありますので、私も、家内から、今日はほんな話でしょうと言われるのが一番どきとするわけでありまして、今回、西山委員長になりま

して、そこを本当に本心で、本当にどうなったら熊本の教育がよくなるのか、どうしたら治安がよくなるのかというのをしっかりとこれから議論させていただければというふうに思っておりますので、今日はこの程度で、またこの1年間よろしく願いいたします。

○西山宗孝委員長 委員、ありがとうございます。

ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 幾つかありますけれども、絞って1点だけ。20ページです。

防災教育の推進事業で、令和8年度からは2年に1回の開催とするとなっておりますが、2年に1回の開催とする理由というか、どういうことで——今まで毎年やってきたけれども、2年に1回の開催になるのか。

知事がよく熊本地震から10年で言われているのは、災害から風化をさせないと、それが大事なことだというお話をされておりますが、それと直接ここが関係するとは思いますが、2年に1回にする理由をお聞かせください。

○高橋学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

1年目実施させていただきまして、2年目というところで、今回分けた形でもう少し内容の質を高めたいなというふうに思っております。

前年度は、指導主事からの講話という形でやっておったところなんですけれども、例えば、その防災主任の役割ですとか、年間どういった形で動くとか、そういう基本的なところを話題にさせていただいていたんですけれども、地域特性に応じた研修ですとか、あるいは気象庁の方などに講話に来ていただいて、より専門性を高めた形で、回数は減るんですけれども、中身を濃くした形で、質を担

保した研修というものを実施したいというふうに考えてございます。

以上です。

○溝口幸治委員 まあ、分かりました。

ただ、回数が減るのはどうかなという思いがあります。というのが、例えば私の地元の人吉・球磨地域は、令和2年7月に大きな豪雨災害を受けました。私がやっぱり小さい頃から感じていたのは、自分たちがどういう地形のところに住んでいるって、やっぱり誰も教えてくれなかったなと思って、ダムがいいとか悪いとかそういう議論はいっぱいあるんだけど、自分たちがどんな地形に住んでいて、盆地で川が近くに流れていて、どれぐらいだったらその水量が増すのかというのをなかなか教えてもらってなかったなというのを実感しました。

そこで、令和2年7月以降は、私のほうから県にもいろいろ提案をして、とにかく見える化をしていこうと、どんな地域に住んでいるのか、どこに雨が降ったら、どの川が洪水であふれるのかということをしっかり勉強していきたいと思いますということで、出前講座なんかも今ずっとやっているんですね。

これって、ちゃんとした授業じゃなくても、今、特に私は、地元では、去年も振興局、教育事務所に言いましたけれども、先生も入れ替わる、新しくなる、先生もどっかよそから来る、先生も知らないんですよね。だから、やっぱり徹底してこの年度の初めに、人吉、球磨の場合は、人吉、球磨の地形がどういう地形に皆さん住んでいるんですよ、こういうところに雨が降ったら災害があるんですよということを、まあ、去年八代地域とかもありましたけれども、そういうところできっちりやっぱり年度の初めに教えていく。

特に、新しい先生は知らないんですよね、自分たちがどういう地形に住んでいるのかって。これは県警にも言えることなんですけれ

ども、異動してくると分からないので、やっぱりどういうところに住んでいるのか、どういうところで災害が起こるのかということを入力するというのは非常に大事なことで、新たなその防災の研修を設けるというよりも、例えばホームルームの時間とか朝の朝礼、朝礼というか、朝の会の時間とか、そういうのを使ってやっぱりしっかり植え付けていくということが未然防災につながっていくと思いますので、大きな研修はいろいろなテーマがあってそういう考えになるのかもしれませんが、常日頃の防災教育というものは怠らないようにしていただきたいと。それが知事が言う風化をさせないということにつながるんだと思いますので、その辺りをしっかり徹底していただく。

これは、学校安全・安心推進課の仕事なんですか。まあ、義務で言うと、小中学校は義務教育課のところもあるし、高校は高校教育課になるけれども、そこって、しっかり横串が刺せて、学校・安全安心推進課がグリップできてやれるんですか。新しい課長ですけども、どうですか。

○高橋学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

県立も義務も、学校安全、それから防災というところは我々の課が中心となりながら、関係課あるいは関係の部局とも連携をしながらやらせていただきたいと思いますっております。

御指摘いただきました、やっぱり風化をさせないということでございますけれども、避難訓練なんかも、一過性のイベントではなくて、やっぱりそこから子供たち自身が考えられるようにということで、探究型の避難訓練ですとか、そういったものも取組を進めようと思っております。御指摘いただきました点も含めて、対応させていただきたいと思っております。

○溝口幸治委員 地震、それから火山、それから豪雨災害と、それぞれ経験をしていますので、ぜひ、新しく変わられたメンバーもいらっしゃると思いますので、共有をして、子供たち、生徒たちに被害が出ないように、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○橋口海平委員 防災教育のところでなんですが、要望をさせていただきたいことがあります。

今、若い先生たちと話をすると、当時、先生たちがどのような動きをしたかというのをまだ知らない先生たちも結構いるなというふうな感じがしております。

これは熊本市のことなのでまた別かもしれませんが、当時、私の近所の小学校の校長先生は、今が公務員としての一番の取り組むべきところだと気合いを入れて、一生懸命頑張って、それに先生たちもついていって、まずはやっぱり避難所である学校、こういったところに先生たちが第一義的に行っているような活動をしていただきました。で、だんだんやっぱり周りから応援が入ってきたというようなことがあります。

全てそれをしろというわけじゃないんですが、やっぱりそういう先生たちがどういう動きだったかというのを話すことによって、1人でも2人でも、俺も頑張ろうとか、私も頑張ろうというような、そういう大規模災害が起こったときにそういう動きができる先生が1人でも2人でも増えればいいなというふうに思っておりますので、ぜひ取り組んでいただければというふうに思っております。よろしくお願いします。

○西山宗孝委員長 先ほど溝口委員からお話があった、私も地元でよくそういったことを聞かれることがあったんですけども、行政、市町村の防災課とか、そういう消防関

係、一番地域のことは詳しいので、年度の節目にはそういったところの活用も、ぜひ活用するような形を取っていただければと思いますので、添えておきます。

橋口先生、一応御要望ということでよろしいですか。

○橋口海平委員 はい。

○西山宗孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で教育委員会に係る質疑を終了します。

引き続き、警察本部に係る質疑はありませんか。

○岩田智子委員 先ほども女性参画のことをちょっと教育長にもお尋ねしましたけれども、警察のほうは、ここにもちゃんと載っていますので、目標に向かって邁進していただきたいなと思っております。

1つ、19ページなんですけれども、生活安全全部ですね。

ちょっと気になること、先ほどの説明の中にもありましたけれども、18、19で、子供や女性の安全対策から、被害者の学識別内訳が、小中高生がとてもしっかり多いというところがとても気になっております。

それと、その次のページの刑法犯少年の推移も、ちょっと子供の数は減っているのに、やっぱり現状としては増えているというような状況が見てとれるので、この辺どう考えられているのか。

先ほど、これはすぐに対処するというふうにおっしゃったので、そこはもう分かりましたけれども、何かこの状況の裏にあるものとか、何かそういうのが分かっていたら、教えてください。

○高波生活安全部長 今岩田委員からの質問2点について、まず1点目の被害者の学識別で小学生がなぜ多いのかと。

まず、やはり小学生というのは被害に遭いやすいわけで、この危険性という認識がやはり薄い、危険に対する考え方が薄いという部分が考えられると思います。

それとあわせて、どういった部分に対応しているかということで、やはり小学校の見守りというのは非常に大事で、登下校時の見守り活動を、警察だけでなく、学校関係、また、防犯ボランティア、警察OB等で登下校時の見守り活動をして、小学生が被害に遭わない対応を今取っているところでございます。

2点目の人口が減少している中で刑法犯少年の検挙が多いのはなぜかという理由につきましては、やはりこの原因の要因の一つとして、今、子供たちが携帯電話、ほぼほぼ普及している状況の中で、やはりこのSNSによる情報量が多く、その情報の中にやはり少年に悪影響する内容、また、犯罪を場合によっては助長するような内容が含まれている現状もあります。

そういったこのネットワークでの環境、悪影響と、これを受けた、やはり大人ではありません、子供たちは、誤った認識、軽い認識で犯罪をしているという現状があるということで、その対応としましては、先ほど私のほうから御説明した内容が21ページに書いてありますが、これも非行防止教室であったり、学校関係者と連携したりという部分と、あと非行に走らせない居場所づくりとか、そういった対応、総合的な対策を講じるところでございます。

以上です。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

本当、SNSに関しては、とても私も危惧をしております。ネットリテラシーとかもやっぱり、教育と警察は一緒なので、何かやっ

ぱり一緒にやっていかなくちやいけないなど感じております。頑張りましょう。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 自転車の交通ルールが変わって、4月1日からスタートを始められました。法律できちっと定められて、命を守ることと定められたんだろうというふうに理解もしているところでありますが、これは問題提起と思って聞いてください。

それは、もう今はその法律を守っていくことが重要ですが、子供たちの通学とか新年度のいろいろ説明会等を聞いていると、もうあの道路は狭いから自転車では通らないようにしようとか、もう絶対通るなとかって学校から指示が来るわけですね。そうすると、本当はその道を通るのが一番近いので、まあ年度の当初はそれでグリップが効くかもしれませんが、これって多分だんだんだんだんまたそこを通るとか、で、例えば、私は人吉ですので、熊本市内に来ると、そりゃそうよねって、自転車のこの法律どおりやらんと——私が通る道というのは大きい道なので、この法律どおりやるのが正しいよねと思うんだけど、自分の田舎に帰ると、お願いだから今までどおり子供は歩道の上を自転車で行ってくれよって、誰一人通ってない歩道を行ってくれると、子供も守れるし、高齢者が運転していて、本当にもう中央線はみ出るぐらい行くんですよ。そういう姿を見ていると、全国一律法律で規制をかけていくというのが非常に難しい世の中になってくるのではないかなと思うんです。

法律ですから、今はそうやって守るんだけど、大きな事故が起きないようにやっぱりどうやっていくかというのは、それぞれの機関がよく連携、共有しないと、やっぱりこの法律によって大きな事故が起きてしまうと

いうことになったら、本末転倒だなという気もしています。

別に答弁は要りませんが、そういう問題意識を持っているということだけ、教育委員会と警察の皆さん方に共有しておきたいというふうに思います。

以上です。答弁は要りません。

○西山宗孝委員長 よろしくをお願いします。

ほかにありませんか——なければ、以上で質疑を終了します。

最後に、その他で何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 ありませんね。

今日は、本当に詳しく説明いただきましてありがとうございました。

これから先、委員会を運営する中で、先ほど淵上先生からお話ありました、腹を割って話すようなそういった雰囲気の中でいろんな課題を議論していければいいのかなと思いましたので、よろしくお願いします。

以上、これをもちまして第2回教育警察常任委員会を終わります。

午後4時42分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長